



お問い合わせは
役 場 ☎388-1111
北事務所 ☎387-5816
福健康センター ☎388-7171
中央公民館 (町体育協会事務局) ☎388-3231
歴史民俗資料館 ☎388-0161

松枝公民館 ☎387-0156
総合会館 ☎387-8432
福祉会館 ☎387-1121
子育て支援センター ☎387-2664
町社会福祉協議会 ☎387-5332

男女共同参画プラザ 相談窓口開設 (財)岐阜県地域女性団体協議会

男女がともに自分らしく生きられるよう、家庭や職場環境の問題に加え、DV(ドメスティック・バイオレンス)、女性の再就職や自立に関わる相談など、女性・男性の生き方に関わる身近な問題について幅広く応じ、「その人自身の自立した選択」を応援する相談窓口を開設しています。相談は無料ですのでお気軽にご相談ください。

【電話相談 専用ダイヤル】☎278-0858

【電話相談】

相談日 = 日曜日～木曜日

時 間 = 午前9時～正午・午後1時～5時

【専門面接相談】電話相談にて予約が必要

しごと = 毎月第1・第3火曜日

法 律 = 毎月第4火曜日

こころ = 毎月第2日曜日

【問合先】男女共同参画プラザ

(財)岐阜県地域女性団体協議会☎275-4386

岐阜県母子・寡婦福祉資金貸付のお知らせ 福祉健康課

この貸付制度は、母子家庭および寡婦の母および児童が、経済的に自立し、安定した生活を送るために必要とする資金を無利子または低利子で貸付を行っているものです。

貸付の種類は、修学資金、就職支度資金、生活資金、就学支度資金などですが、修学資金および就学支度資金については、父母のいない児童も貸付を受けることが出来ます。

貸付の種類によってその条件・貸付限度額・償還期間・利子などの条件が異なります。詳しくは、岐阜振興局福祉課または、福祉健康課までお問い合わせください。

岐阜振興局福祉課 ☎264-1111

男女雇用機会均等法が変わります

岐阜労働局

職場に働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分發揮することができる雇用環境を整備するために改正男女雇用機会均等法が平成19年4月1日から施行されます。

改正内容は、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠などを理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアルハラスメント防止対策の強化などです。

【岐阜労働局ホームページ】<http://www.gifu-roudoukyoku.go.jp/>

【問合先】岐阜労働局雇用均等室 ☎263-1220

わいわいフォーラムⅧ 開催案内

町文化協会

「何となく知っているが、良くは知らない」笠松のことをもっと知ってみましょう。笠松はすばらしい歴史に彩られた町であることを改めて見直し、その歴史的財産を地域の宝として活かしていき、そこから新しい活性化の何かを生み出していくことを皆さんで考えます。

皆さんの参加をお待ちしています。

【月 日】2月17日(土)

【時 間】午後1時30分～3時30分

【場 所】中央公民館 1階 集会室

【テーマ】見直そまい! 笠松『鮎鮒街道と高嶋家』

【提言者】岐阜市歴史博物館学芸員 篠 真理子 氏
高嶋家 9代目当主 高嶋 久右衛門 氏

【コーディネーター】

高橋 恒美 氏(わいわいフォーラム実行委員)

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しよう

岐阜労働局

事業主の皆様、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、認定マーク取得を目指しましょう。

社員が仕事と子育てを両立できるような環境整備のために、「一般事業主行動計画」を策定しましょう。

一定の要件を満たした場合は、県労働局長の認定を受け、認定マーク【右図】を商品や広告などに使用できます。

【問合先】

岐阜労働局雇用均等室

☎263-1220



岐阜労働局

職場に働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するために改正男女雇用機会均等法が平成19年4月1日から施行されます。

改正内容は、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠などを理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアルハラスメント防止対策の強化などです。

【岐阜労働局ホームページ】<http://www.gifu-roudoukyoku.go.jp/>

【問合先】岐阜労働局雇用均等室 ☎263-1220